

林災防発第6号  
令和8年4月2日

会員事業場 各位

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部  
支部長 東 泉 清 寿  
(公印省略)

職場における熱中症予防対策の徹底について（要請）

日頃から、林業労働安全衛生活動の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、先般、栃木労働局長から、令和8年の職場における熱中症予防対策の徹底を図るため、令和8年5月1日から9月30日までとする、『令和8年 STOP！熱中症 クールワークキャンペーン』実施要綱（準備期間（令和8年4月）、重点取組期間（令和8年7月））に基づく取組の推進について要請があったところです。

特に、林業における夏期の作業は、防護ズボン、防振手袋、すね当て、防蜂網、保護帽等、保熱しやすい保護具等を装着した上で、造林地の下刈り作業や皆伐作業地での伐木・造材、集材作業等の炎天下の非常に厳しい環境での作業であります。また、木材製造業における夏期の作業は、屋外での原木及び製品の積み卸し作業、風通しが悪く高温となる屋内での製材作業、乾燥施設やホットプレスなど高温を発生する機械の近くで行う作業等の非常に厳しい環境での作業であることもあり、熱中症による労働災害の増加が懸念されるところであります。

つきましては、会員事業場の皆様におかれましては、下記の重点期間中の取組を含め、職場における自主的な熱中症災害防止活動を強化し、熱中症による緊急時の対応と予防のための取組をお願い申し上げます。

なお、職場における熱中症予防対策の実効ある取組の推進に資するため、令和8年度「熱中症予防管理者労働衛生教育講習会」を別紙のとおり開催（令和8年5月20日（水））いたしますので、この機会に作業管理者、作業班長をはじめ、技能職員等の関係者の皆様が受講されますよう併せてご案内申し上げます。

記

- 重点期間中の取組
- ①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の適切な実施
  - ②熱中症の重症化による死亡災害を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」の実施
  - ③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮の実施

□事務局

宇都宮市新里町丁277-1  
TEL 028-652-2153  
担当：大貫、齊藤

## 熱中症予防のための教育！

### 林業・木材製造業「熱中症予防管理者労働衛生教育講習会」開催のご案内

最近の傾向として、天候の不順による影響を考慮すると、梅雨から夏場の高温多湿作業場所等を含めその前後の時期においても「熱中症」が発生しており、その多くが熱中症に対する正しい知識を持っていなかったことが大きな要因と考えられます。

一方、厚生労働省の調査によれば、熱中症の発災事業場では令和7年改正の安衛則の遵守状況が低いとされ、引き続き同安衛則に基づく措置（「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付け）の徹底を図ることとしています。

特に、夏期における林業の作業は、防護ズボン、防振手袋、すね当て、防蜂網、保護帽等、保熱しやすい保護具等を装着したうえで、造林地の下刈り作業、皆伐作業地での伐倒、造材、集材作業等、炎天下の非常に厳しい環境での作業であります。また、木材製造業における夏期の作業は、屋外での原木及び製品の積み卸し作業、風通しが悪く高温となる屋内での製材作業、乾燥施設やホットプレスなど高温を発生する機械の近くで行う作業等、厳しい環境での作業であることから、管理者による適切な作業管理及び作業従事者自身による健康管理が重要となっています

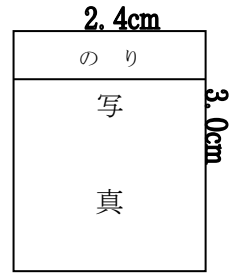
こうした状況を踏まえ、厚生労働省から作業管理者及び作業従事者に対して、熱中症予防のための労働衛生教育を行うことが求められていることから、この度、林災防主催による標記講習を下記のとおり開催いたしますので、この機会に受講されますようご案内申し上げます。

#### 記

- 日 時 令和8年5月20日（水）12:30～16:50（受付12:15）
- 場 所 鹿沼市職業訓練センター 講堂（鹿沼市上石川 1465-4）
- 受講料金 会 員 8,250円 内訳：受講料 6,050円・教材 2,200円（税込み）  
非会員 13,750円 内訳：受講料 11,550円・教材 2,200円（税込み）  
〔登録番号（インボイス）T2010405001854〕 10%税率対象
- 申 込 先 林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部  
〒321-2118 宇都宮市新里町丁 277-1  
TEL 028(652)2153 FAX028(652)1046 受講料を添えてお申し込み下さい。  
〔銀行振込〕足利銀行本店 普通預金 178351 林業業労災防止協会栃木県支部
- 定 員 50名（定員になり次第申込みを締め切ります。）
- 申込締切 令和8年5月11日（月）
- 携 行 品 受講票・筆記用具
- 教育科目 ①熱中症の症状  
②熱中症の予防方法（予防用品の取扱い方法等を含む）  
③緊急時の救急処置  
④熱中症の事例  
⑤関係法令等 計3時間45分
- そ の 他 全科目修了者には「熱中症予防対策労働衛生教育修了証」を交付します。

熱中症予防対策労働衛生教育講習（林業・木材製造業）

受講申込書（修了台帳）



ふりがな			修了証 ※第 号 番 号
氏 名			
併記を希望する場合の旧姓又は通称 (要確認書類)			
生 年 月 日	昭和 年 月 日 平成	交 付 年月日	※令和 年 月 日
現 住 所	〒 _____ TEL ( )		
勤 務 先	所 在 地	〒 _____ TEL ( )	
	名 称		

《個人情報について》

ご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が適切に管理し、本講習会の実施目的以外には使用いたしません。

《併記を希望する場合について》

旧姓又は通称併記希望者は、戸籍謄本、住民票、自動車運転免許証など名称確認できる資料のコピーを添付してください。【尚、本籍地の記載はマスキング（黒塗り）してください。】

令和 年 月 日

林業・木材製造業労働災害防止協会栃木県支部長 殿

会 員	非会員	実施管理者	受付担当者

注) ※記入しないこと。



栃労発基 0330 第 5 号  
令和 8 年 3 月 30 日

林業・木材製造業労働災害防止協会  
栃木県支部長 殿

栃木労働局長



令和 8 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

日頃より労働安全衛生行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところです。また、平成 29 年からは「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各防災団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

昨年 1 年間の職場における熱中症の発生状況（令和 7 年 12 月末速報値。別紙参照）を見ると、死亡を含む休業 4 日以上死傷者数は 1,681 人、うち死亡者数は 15 人となっています。業種別にみると、製造業 337 件、建設業 278 件、商業 221 件、運送業 201 件、警備業 186 件となっており、死傷者数については、全体の約 4 割が建設業と製造業で発生しています。また、死亡者数は、建設業が最も多く、警備業が続いております。熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例や、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している者への配慮を行っていなかった事例も見られました。これを踏まえ、熱中症予防対策のさらなる推進のため、厚生労働省では、本年 3 月に「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を策定したところであります。

このため、別添のとおり、令和 8 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）を定め、熱中症リスクがあるすべての事業場を対象として、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることいたします。本キャンペーンにおいては、すべての職場において、同ガイドラインに基づく熱中症防止対策を講ずるよう広く呼び掛けるとともに、期間中、特に、①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、②熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮をおこなうことに重点を置き、関係団体とも連携して周知・啓発を図ることとしております。

また、本キャンペーンの一環として、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポータルサイトを引き続き運営する予定です。

つきましては、貴団体におかれましては、本キャンペーンの周知をお願いするとともに、事業者に対しても、4 月から 9 月末までに実施するパトロールや、労働衛生管理体制に係る指導等あらゆる機会を捉えて、要綱の 9 に記載された事項について取り組むようお願い申し上げます。



## 令和8年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱

令和8年3月19日制定

## 1 趣旨

夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、令和4年から令和6年の3年連続で、重篤化して死亡に至る事例が年間30人程度発生する状態が続いたことから、業界、事業場ごとに、熱中症予防対策に取り組んでいるところである。昨年までの「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」においても、労働災害防止団体や関係省庁とも連携し、職場における熱中症の予防に取り組んできた。

昨年1年間の職場における熱中症の発生状況（速報値）を見ると、死亡を含む休業4日以上死傷者数は1,681人、うち死亡者数は15人となっている。死亡者数は減少したものの、死傷者数は前年比約4割の大幅な増加となっており、業種別にみると、死傷者数については、建設業278人、製造業337人となっており、全体の約4割がこれら2つの業種で発生している。また、死亡者数は、建設業が最も多く、警備業が続いている。熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認できなかった事例や、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している者への配慮を行っていなかった事例も見られた。

このため、本キャンペーンを通じ、すべての職場において、本年3月に定められた「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策を講ずるよう広く呼びかけるとともに、期間中、事業者は①湿球黒球温度の値(WBGT値)の把握とその値に応じた熱中症予防対策を実施すること、②熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うことなど、重点的な対策の徹底を図る。

なお、労働者と同じ場所で作業に従事する労働者以外の者についても、上記措置の対象に含める。

## 2 期間

令和8年5月1日から9月30日までとする。

なお、令和8年4月を準備期間とし、令和8年7月を重点取組期間とする。

## 3 主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団

## 法人全国警備業協会

### 4 協賛

公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

### 5 後援（予定）

関係省庁

### 6 主唱者及び協賛者等による連携

各関係団体における実施事項についての情報交換及び相互支援の実施

### 7 主唱者の実施事項

#### (1) 厚生労働省の実施事項

ア 熱中症予防に係る周知啓発資料等の作成、配布

イ 熱中症予防に係る有益な情報等を集めた特設サイトの運営

(ア) 災害事例、効果的な対策、好事例、先進事例の紹介

(イ) 熱中症予防に資するセミナー、教育用ツール等の案内

ウ 各種団体等への協力要請及び連携の促進

エ 都道府県労働局、労働基準監督署による事業場への啓発・指導

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

#### (2) 各労働災害防止協会等の実施事項

ア 会員事業場等への周知啓発

イ 事業場の熱中症予防対策への指導援助

ウ 熱中症予防に資するセミナー等の開催、教育支援

エ 熱中症予防に資するテキスト、周知啓発資料等の提供

オ その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

### 8 協賛者の実施事項

(1) 有効な熱中症予防関連製品及び日本産業規格を満たした WBGT 指数計の普及促進

(2) その他本キャンペーンを効果的に推進するための事項

### 9 各事業場における重点実施事項

「職場における熱中症防止のためのガイドライン」（別添）に基づく措置を実施することが望まれる。

このため、準備期間中は、同ガイドラインを踏まえた準備、事前確認、検討等を重点的に行うとともに、重点取組期間中は、当該措置の確実な実施、取組状況の総点検、必要に応じた追加対策の検討等を行う。

## 職場における熱中症防止のためのガイドライン

### 第1 目的等

#### 1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生関係法令と相まって、職場における熱中症防止のための労働衛生管理体制の確立・作業環境管理・作業管理・健康管理・労働衛生教育等の熱中症リスクに応じて行うことが望ましい具体的方法を一体的に示し、事業者がその業種・業態に応じて適切に選択して取り組むよう促すことにより、職場における熱中症による労働災害等の防止を図ることを目的とする。事業者、作業従事者（労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和7年法律第33号）による改正後の労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）第15条第1項に規定する者。以下同じ。）だけでなく、注文者、作業場所管理事業者、労働者と異なる場所で就業する労働者以外の作業従事者（以下「労働者と異なる場所で就業する個人事業者等」という。）においても、本ガイドラインを参考に熱中症防止対策を検討・実施することが望ましい。

#### 2 適用

本ガイドラインは、熱中症のおそれのある全ての作業を対象とする。

#### 3 実施事項

事業者は、第2に基づき、熱中症によるリスクを把握・評価した上で、その結果に基づき実施することが適切な対策を第3に掲げる措置から選択して実施することが考えられる。なお、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）に定められた措置は、実施しなければならないこと。

作業従事者についても、自らの作業環境等における熱中症によるリスクの有無などについて、自らで危険予知を行い、可能な範囲でリスクの低減に努めることが求められる。

なお、労働者と異なる場所で就業する個人事業者等については、自らの熱中症の発症を予防するために、各種支援を活用しつつ、事業者と同様の対応を行うことが望ましいこと。